

(2) 竹島問題

(a) 佐藤総理の 合衆発言と対し。

李外務部長官に 軽く、「それは国内問題と考之」の 政治的発言に」と韓国

記者 ~~の~~ コメントに ²⁰⁰ ~~200~~ 200 200 200

同長官に ²⁰⁰ ~~200~~ 200 200 200

席を考之 ²⁰⁰ ~~200~~ 200 200 200

政府に ^{韓国} ~~200~~ 200 200 200 200

相当含蓄の ²⁰⁰ ~~200~~ 200 200 200

理解に ²⁰⁰ ~~200~~ 200 200 200

考之 ²⁰⁰ ~~200~~ 200 200 200

佐藤総理以下日本側 ^{国内} ~~200~~ 200 200 200

ああいう... 南北が... 韓 国 領 土
(周 知 だ...)
に 構 成 せ ぬ... ~~~~~~~~~

~~~~~~~~~ 差 違 っ て 日 本 領 の 國 内  
問 題 ~~~~~~~~~ 韓 国 領 ~~~~~~~~~ と っ て 異 質 だ っ て  
い っ た っ て... ~~~~~~~~~ imply せ ぬ べ だ

上 へ 仮 令 日 韓 間 の 國 際 問 題  
と せ ば 案 外 日 韓 間 の 間 接 的 だ っ て

と っ て 別 の 文 脈 だ っ て 用 意 だ っ て  
こ の 意 味 だ っ て 含 め ぬ べ だ... ( 張 副 總  
理 ) ( 文 ~~~~~~~~~ 張 副 總 理 の 答 言 だ っ て )

か っ て ば っ っ っ ~~~~~~~~~ 表 情 を 示 せ

後記のとおり。二の発言は water

5  
down

は ~~\_\_\_\_\_~~ 事務的の、淡い意見を

表明した。

(二の問題に關する)

(a) ~~\_\_\_\_\_~~ 韓国側と江北、従って、日本側の

発言の、この命令答弁に對し、

「これは不當だ」といふよう ~~\_\_\_\_\_~~ ではない。

正面印の、反駁を加えられたりは

ない。(張副総理)

(c) 日本側が竹島を紛争解決の

換心文に直接絡むよう ~~\_\_\_\_\_~~ 答弁した

これに對し、韓国側と江北、同文

換心文は、何れも竹島及びその対象に於

ても、争解決条項と協定

自体の中にも、問題ありの如

り、~~（この点あり）~~ 是に留意すべき

も、日本側は、竹島直接交換<sup>（問題に關し）</sup>が文

に結ぶべきである。方と水火は、韓国

側にも、反駁せざるを得ない。（文

次官）

(d) 結論的により、日本側は、<sup>（本件は）</sup>未解

決の懸案問題あり、日本領土<sup>の</sup>

に、<sup>（竹島及びその）</sup>領土権を主張し、結





(3) 平和線問題

(a) 「平和線の宣布理由として漁業資源

の保護のほか、安全保障<sup>の</sup>もあ

り。漁業協定がなされた今日も

日本<sup>(船)</sup>漁業の安全操業が確保

され、平和線は日本と少くも影

響<sup>(の)</sup>を<sup>(い)</sup>与<sup>(え)</sup>て<sup>(い)</sup>る。漁業資源

保護線として平和線は廢棄さ

れなければ<sup>(是)</sup>ない。安全保障の~~維持~~

は日本漁船とは無関係で韓国の

国内問題である。日本政府の周知

しやいことである」といふふうは、日本側が  
答弁にも述べた通り。(元長官)

(6) 漁業協定の国際協定であり、  
国内法上の漁業資源保護法や一方  
的宣言であり、海洋主権宣言は優先す  
ることはいふまでもない。(元長官)

(7) 6年後には、平和線が復活する  
のではないかとの心配が、日本の一部に  
はありふらぶが、案情を全く無視した  
議論と思う。協定の存続と運営  
上での日韓漁業の共同体制は、

邦国等との交渉に際し、資源保護と  
 一國の利益との間にも點目等については今や國  
 際通商の趨勢に即しては、6年後  
 とある程度の修正が必要と<sup>(24)</sup>あること  
 はある。協定の全部がその間に済  
 んだり等については全く考えられぬ。(主  
 として元長官)

(4) 管轄権問題

(a) 非常に難かしい問題があり、不  
 日本側<sup>(10012...)</sup>が~~韓国~~朝鮮動乱の上り

莫大に被害を蒙り、事業を遂げず

もさうして、韓国側と北側との問題は  
 解釈以前の事柄に属する。国連決  
 議の解釈とあい、日本側が「2」  
 の朝鮮」といふ概念に~~も~~ 差を  
 入れている。日韓関係の根底に  
 覆つてくる。(文次官)

(6) 国連監視下の選挙は、北側の不  
 法集団の一方的妨害により北側が行  
 なわねごとに行なわねごとのも  
 であり、これはあくまで韓国の国内政  
 治の問題であ<sup>る</sup>。国際的とは韓

国政府は韓半島における唯一の合法

政府<sup>と</sup>である。これを反対解

釈すれば、韓半島には他に如何なる

政权も合法的にはあり得ないこと

である。(文友會)

(c) (現案の施政は休戦線の北に

は及ばず、南<sup>に</sup>にのみ及んでいふことは

いふこと<sup>の</sup>、民社黨側、質問に答

(i) 韓国、管轄は南半島にのみ

及んでいふことはいふこと。及び

北<sup>の</sup>に、北鮮の不法占拠の止め

(「北朝鮮」)

北朝鮮及 ~~北朝鮮~~ の国境がある。日本  
 側は何か ~~北朝鮮~~ があり、~~北朝鮮~~ がある。  
 (北朝鮮) の国境がある。(主として文  
 次官)

(d) 北朝鮮は白紙である。議論は  
 韓国と北朝鮮の国境。白紙である。北朝鮮  
 と何かがある。将来北朝鮮と相手と  
 あり可能性がある。影響がある。  
 あり。北朝鮮は不透明である。  
 とは通じない。(文次官)

ア 10月4日

(平和線問題)

極秘

日韓条約解釈の相違点  
周知 韓国側、説明の件

40. 10. 4

在ソウル前日誌

10月4日午前 伊藤印田部談話会  
民社党議員団 経済企画院長官室にて

日韓条約解釈の相違点として 物と竹島  
問題 平和線問題 管轄長問題として

主としてこれらに對し 韓国側 (ソウル) 行方不明

説明 要旨の通り。

韓国側 出席者は 張基宗副総理

元岩夷無任所長官 車均根農林部

長官 文總閣外務部長官 韓國領農林

部次官 [redacted] 外務部 [redacted]

(1) 37の 問題の 5. ~~管轄~~ 平和線と

周する 日本政府の 立場に 案 2 に 思わ

れる 2. 独島と 7. 2. 4. 11 年 1. 9. 2.

あつて 答弁 技術 工夫 を 要 して

5. 管轄 7. 2. 2. 國連決議の中 7. 2.

韓國領 7. 2. 2. 7. 2. 2. 7. 2. 2. 7. 2. 2.

7. 2. 2. 韓國政府に 7. 2. 2. 同決議の全文

と 國民に 示 して 7. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2.

總理) 6. 1. 6. 外務部

(2) 竹島問題

(a) 佐藤総理の会談発言に対し

李外務部長官に「これは国内問題と考へて政治的発言は」

と韓国記者に「これは国内問題と考へて政治的発言は」

記者に「これは国内問題と考へて政治的発言は」

局長官に「即席に考へて」

と韓国記者に「政府に事前検討に相当含蓄の発言は」

と理解した。国内問題と考へて政治的発言は

と理解した。国内問題と考へて政治的発言は

と理解した。国内問題と考へて政治的発言は

佐藤総理以下日本側は国内問題と

ああいうものは方々にも韓国側にも  
二 攝り方... ~~.....~~

~~.....~~ 差なり日本側の国内  
問題 ~~.....~~ 韓国側 ~~.....~~ といふことが  
なり方... ~~.....~~ imply して... 以上

上は、仮に将来日韓間の国際問題  
となつて来るとした場合にも、先ずは  
そのことと別に、灰塵を不用意にその

の意味も含みかねない。(張副総  
理) (文 ~~.....~~ の ~~.....~~ 発言は好い

かたは、いろいろ ~~.....~~ 表情を示す

後記のとおり、この発言は water

5  
(down)

の ~~発言~~ 草率的な、激しい意見を

表明した。

(この問題に關する)

(a) ~~韓国側~~ 韓国側と(これは、従って)日本側、

発言のこの国合答弁に対し、

「これは不常態」といふよう ~~な~~ こともな

正面印の反駁を加えようとした

。(張副総理)

(c) 日本側が竹島の紛争解決の

核心文に直接結びつけ ~~る~~ 答弁

此のことは韓国側と(これは、従って)同文

換心文は何れ竹島は其の對象に在

るべきならず、紛争解決条項と協定

自体の中にも是等の問題ありと認め

ざるべし、~~是に留意すべきは~~ 是に留意すべきは、

も、日本側は竹島を直接交換心文

に結ぶべきである、方と水火は、韓国

側とに反駁せざるを得ない。(文

次官)

(d) 結論的といつて、日本側には、<sup>(本件は)</sup>未解

決の懸案問題である、日本<sup>の</sup>領土  
(竹島は其のいつい)

と云ふべきならず、領土を主張し結

42 東に... 北の方向に支線

と続42 行くものあり... 北の

線... 程度 ~~韓国側~~ (北の)

と... 結構あり

... 形... ~~行~~

線... 行く... 韓

国側... 明... 竹

島... 日本領... 抗議文書

と日本側... 夏領

... 事実を確認

... 交換公文...

内題

8

2. 竹島と特定水域ニ関シ、トモカシ

日韓間ニ

紛争解決

ニシテ、紛争ニ関スル事柄ニ付、

決断ニ向テの約束ヲ行ハルコト

スル事柄ニ付、程度トシテモ

スル事柄ニ付、(主として)張副総理トシテ

ニシテ、韓国内閣出席者トシテ、

其ノ見解ヲ述べ、(表情)ニ付、

(c) 日本側ニ専管水域トシテ設定スル

際ニ、モシ竹島ノ周囲トシテ設定スル

事柄ニ付、事態トシテ根本的ニ

悪化スル事柄ニ付、如何ニシテ之ニ

対スル事柄ニ付、(文友官)

9  
(3) 平和線問題

(a) 「平和線の宣布理由とは漁業資源の保護のほか、安全保障<sup>等</sup>もあつた。漁業協定がなされた今日と<sup>等</sup>つては、日本<sup>(船)</sup>漁業の安全操業が確保された。平和線は日本とは<sup>等</sup>つても影響<sup>(の)</sup>が<sup>(い)</sup>な<sup>(く)</sup>な<sup>(ら)</sup>な<sup>(い)</sup>と<sup>等</sup>つた。漁業資源保護線とは平和線は<sup>等</sup>つた。安全保障の<sup>(具)</sup>は日本漁船とは無関係と韓国、国内問題であつた。日本政府の周知

しやいことであつたといふ事は日本側が  
答弁にも述べた通り。(元長官)

(6) 漁業協定は国際協定であり

国内法上の漁業資源保護法や一方  
的宣言であり海洋主権宣言と優先す  
ることはいふことがない。(元長官)

(7) 6年後には平和線が復活する

のではないかとこの心配が日本の一部に  
あるようにだが、実情を全く無視した  
議論と思ふ。協定の有効と運営

上の二日韓漁業の共同体制は存在

不<sub>レ</sub>同<sub>レ</sub>子<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>行<sub>レ</sub>に<sub>レ</sub>行<sub>レ</sub>じ<sub>レ</sub>。資源保護を

一國に<sub>レ</sub>行<sub>レ</sub>じ<sub>レ</sub>や<sub>レ</sub>、<sub>レ</sub>も駐日<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>は<sub>レ</sub>今<sub>レ</sub>や<sub>レ</sub>國

際<sub>レ</sub>通<sub>レ</sub>合<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>は<sub>レ</sub>。6年後

と<sub>レ</sub>ある<sub>レ</sub>程度<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>修正<sub>レ</sub>が<sub>レ</sub>必要<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>は<sub>レ</sub>。 (24)

は<sub>レ</sub>ある<sub>レ</sub>も<sub>レ</sub>。協定<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>全部<sub>レ</sub>を<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>は<sub>レ</sub>。

に<sub>レ</sub>行<sub>レ</sub>じ<sub>レ</sub>は<sub>レ</sub>全<sub>レ</sub>く<sub>レ</sub>考<sub>レ</sub>え<sub>レ</sub>ら<sub>レ</sub>れ<sub>レ</sub>。 (主

に<sub>レ</sub>元<sub>レ</sub>長<sub>レ</sub>官)

(4) 管轄権問題

(a) 非常に難かしい問題であり、

日本側<sub>レ</sub>が<sub>レ</sub>韓国<sub>レ</sub>が<sub>レ</sub>朝鮮郵船<sub>レ</sub>の上<sub>レ</sub>に

莫大に被害を蒙り、事業を失った

もさういふ。韓国側と北側との問題の  
 解釈以前の事柄に属する。国連決  
 議の解釈とさういふ。日本側でも「2」  
 の朝鮮」といふ概念の~~も~~ 差を以て  
 してあるが。日韓関係の根底を  
 覆つていふ。(文次官)

(4) 国連監視下の選挙は、北鮮の不  
 法集団の一方的妨害により北鮮で行  
 なわね~~て~~ 行なわね~~た~~ こと  
 であり、これはあくまで韓国、国内政  
 治の問題であ~~る~~。国際的には韓

国政府は韓半島における唯一の合法政府である。これを反奸解

親であるが、韓半島には他に如何なる政府も合法的には有り得ないことである。(文友會)

(c) (現案の施政は休戦線の北に及ばず、南に及んでいふことには、民社党側の質問に答

え) 韓国の管轄権は南半島にのみ及んでいふことである。及び

北半島の北朝鮮の不法占拠の是め

と北に及<sup>(北)</sup> ~~北~~ 方の島嶼である。日本  
 側で何か<sup>(南)</sup> ~~北~~ キリキリい<sup>(北)</sup> らる  
 (済心) のと<sup>(北)</sup> 3で  
 と~~北~~ の<sup>(北)</sup> 島々<sup>(北)</sup> か。(主として文  
 次官)

(d) 北鮮とは白紙だという議論は  
 韓国と北の国々。白紙というは、<sup>(北)</sup>  
 と何かがあり、将来と北と相手と  
 あり可能性があるという響くから  
 あり。北鮮は不活<sup>(北)</sup> 島々の<sup>(北)</sup> 二  
 とは通じるといえる。(文次官)